

令和6年度 一色海水浴場組合ルール

1 営業時間

下記の制限時間を超えない範囲で各海の家で設定すること。

開店時間 6時00分

閉店時間 22時00分

ラストオーダー 21時30分

2 イベント・騒音対策

- ・音響設備については、各海の家に担当を設け、組合で機材内容を確認する。
- ・音量パトロール隊を配置し、民家の手前数箇所で音量チェックを行いライブ音が聞こえるようであれば、直ちに海の家に連絡して音量を下げる。
- ・イベント実施等で混雑が予想される日については、21時以降、海水浴場からバス停までの帰路に従業員を配置し、帰宅客の声などが大きくなりすぎないなど、マナーについて声掛けを行う。
- ・準組合員は、原則としてイベントを行わない。
※その他、別紙「令和6年度 イベント等実施に伴う騒音、飲酒、その他風紀対策」を遵守する。

3 風紀対策

- ・店舗ごとに発行するチラシやHP、SNSなどを活用して、向上に協力を求める。
- ・アルコール度数の高い蒸留酒については、ボトルでの販売をしない。
※その他、別紙「令和5年度 イベント等実施に伴う騒音、飲酒、その他風紀対策」を遵守する。

4 苦情等の対応

海の家営業全般に関する苦情窓口は組合長に置くこととする。

連絡先 046-876-1897（ブルームーン 近藤）

各海の家で受けた苦情は、組合長へ連絡したうえ、当事者と協議を行い再発防止に努める。

5 ルール違反者への対応

組合は組合員及び準組合員の違反行為があった場合、違反行為について調査して違反者への警告または改善命令書をもって改善すること。

改善されない場合は、海水浴場開設期間であっても営業停止にする。その際、異議申し立ては認めないこととする。